「寄り添い型支援」及び「不安を抱える妊婦等への分娩前検査」の 実施方法等について

令和2年度第二次補正予算及び第三次補正予算(以下「第二次補正予算等」という)で計上している「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業」のうち、「ウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援」や「不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査」を実施するに当たって、実施主体となる自治体の参考となるよう、実施方法の例をお示します。

これを参考に、各自治体の地域の実情に応じて、適切な実施体制の構築をお願いします。

1. 寄り添い型支援について

- (1) 寄り添い型支援の対象となる妊産婦の把握
 - 寄り添い型支援は、新型コロナウイルス感染症と診断された妊産婦を対象としており、このような方々は支援を必要としている可能性が高いと考えられることから、様々な方法で対象者を把握することが必要です。

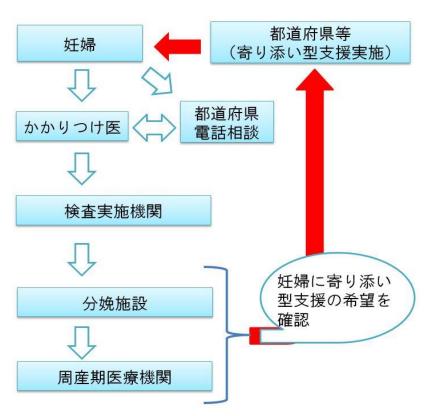
<把握方法の整理>

把握方法	概要	留意事項
妊産婦本人か	○新型コロナウイルス感染症と診	〇妊産婦が自発的に申請を行え
らの申請	断された妊産婦本人から、実施主	るように、事業の周知が必要。
	体に申請。	○事業の周知に当たり、妊産婦
		のかかりつけ産科医療機関等
		へ周知の協力依頼をするな
		ど、関係機関との連携が必要。
医療機関から	○無症状の妊婦の方で基礎疾患を	○医療機関等へ、妊産婦に対す
の情報提供	有する等の者の希望に基づいて	る支援の希望聴取の依頼が必
(無症状)	検査を実施し、陽性が判明(無	要。
	症状の妊産婦に対する検査費用の補	
	助を活用される事例)。	
	○医療機関等が妊産婦に対して支	
	援の希望を聴取し、実施主体へ	
	情報提供。	
医療機関から	○行政検査により陽性が判明。	○医療機関等へ、妊産婦に対す
の情報提供	○医療機関等が支援の希望を聴取	る支援の希望聴取の依頼が必
(有症状等)	し、実施主体へ情報提供。	要。

① 妊産婦本人からの申請

- 妊婦健診を実施している産科医療機関等へ、別添1のような、周知用のチラシを作成・配布し、当事業の周知等を行うことや、両親学級や新生児訪問等の際に周知するなどにより、妊産婦本人から、直接、実施主体へ申請いただくことが考えられます。
- ② 医療機関からの情報提供(無症状の妊婦 ※この場合、妊娠後期が対象)

無症状で検査を利用した場合

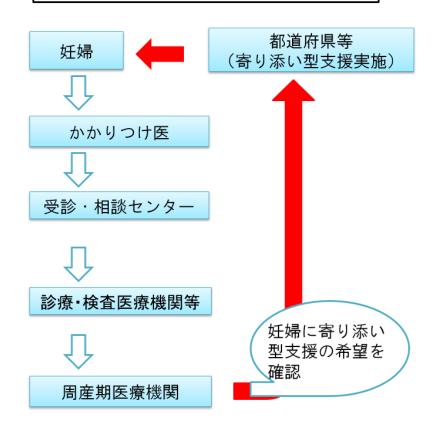


- 妊婦が無症状であり、令和2年度第二次補正予算等で計上している分娩前の検査を利用する場合、上記のような流れが考えられます。
- この流れの中では、「かかりつけ医」などの段階で、寄り添い型支援にかかる周知(別添1)を行い、陽性であった場合に、自ら申請を行っていただくことが考えられます。
- また、新型コロナウイルスに感染した妊婦を漏れなく支援するために、令和2年度第二次補正予算等の「新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業」のうち、寄り添い型支援に計上した医療機関との調整に係る事務費を活用し、分娩施設や周産期医療機関において、陽性の妊婦から当事業の支援の希望を聴取していただき、妊婦の状況も踏まえて、実施主体へ情報共有いただくなどの事務を依頼することが考えられ

ます。

- その際、別添2の様式などを活用いただきますようお願いします。
- ③ 医療機関からの情報提供(有症状等の妊婦 ※この場合、妊娠初期と中期も対象となりうる。)

有症状等で検査を利用した場合



- 有症状等で PCR 検査等を実施する場合、上記②と同様、「かかりつけ 医」などの段階で周知を行い、陽性であった場合に自ら申請を行ってい ただくほか、分娩施設や周産期医療機関から支援の希望を妊産婦へ確認 いただくようにすることが考えられます。
- この場合でも、寄り添い型支援に計上した医療機関との調整に係る事務費を活用し、分娩施設や周産期医療機関から支援の希望を確認いただくことは差し支えございませんので、積極的に体制の構築を検討いただきますようお願い申し上げます。

(2) 自治体間での調整

○ 寄り添い型支援を実施する場合には、都道府県·市区町村間で調整する ことが必要になると想定されます。

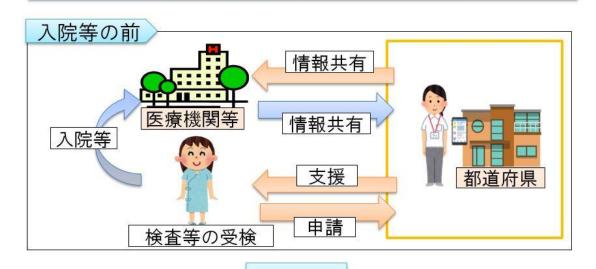
<実施主体ごとの注意事項等>

実施主体	支援の実施主体		留意事項
都道府県	直営		○支援対象の状況把握のため、妊産婦の
			住所地の市区町村と連携が必要。
			○個人情報の取扱いに注意が必要。
	委託等 管内市区		○都道府県の実施する業務と、市区町
		町村	村へ委託する業務等の整理が必要。
			○委託元は事業全体の管理・把握が必要。
			○個人情報の取扱いに注意が必要。
		事業者等	○委託元は事業全体の管理・把握が必要。
			○個人情報の取扱いに注意が必要。
保健所を設	直営		│○都道府県や他市が同事業を実施してい │
置する市			る場合、他自治体との支援対象者等の
(政令市·中核 市·特別区·こ			整理等が必要。
れら以外の保			○個人情報の取扱いに注意が必要。
健所設置市のこと。以下同	委託等	事業者等	○都道府県や他市が同事業を実施してい
じ)			る場合、他自治体との支援対象者等の
			整理等が必要。
			○委託元は事業全体の管理・把握が必要。
			○個人情報の取扱いに注意が必要。

○ これらの整理を踏まえて、具体的な実施方法のイメージを以下に記載します。

① 都道府県が直接支援を実施する場合

都道府県が直接支援を実施

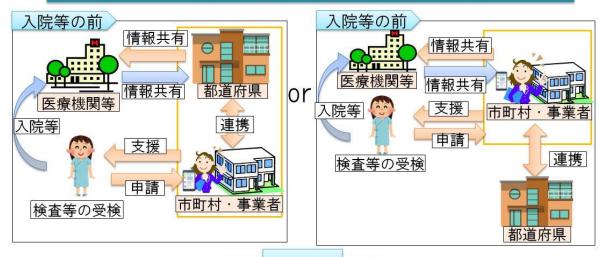




- 都道府県が直接妊産婦への支援を実施する場合は、主に保健所の保健師・助産師等による訪問や電話などにより支援実施することが考えられます。
- 都道府県では、市町村における妊産婦への支援の状況などが把握できない場合が考えられますが、妊産婦に同意を得た上で、情報の共有を求めるなどの対応が考えられます。
- また、支援の開始時期としては、基本的には退院等の後となりますが、陽性の検査結果が出た際に、入院前に妊産婦自ら申請されることが考えられます。その際には、入院前・入院中であっても、適宜、これからの支援について連絡し、コミュニケーションをとることは重要です。

イ 管内市区町村や事業者等への委託等で実施

都道府県が事業者への委託等により実施





(管内市区町村へ委託等を行う場合)

- 都道府県の管内市区町村に、事業の実施を委託する場合や、間接補助によって実施することが考えられます。
- この場合、都道府県調整事務費を活用し、都道府県と市町村における業務内容の分担を明確にするなど、円滑な業務が実施できるよう調整することが可能です。

(例えば、医療提供体制は都道府県が担当し、妊産婦への直接的な支援は市区町村で実施、など)

- ただし、市町村に事業の実施を委託等する場合であっても、都道府県で、支援の状況や事業自体の進捗をしっかり把握することが必要です。
- また、市町村で、既に既存の事業(例えば産後ケア事業)による支援を実施している場合もあると考えられますが、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援と同等の主旨・内容で実施されていることをしっかり確認する必要があります。
- 都道府県におかれては、管内の保健所設置市が自ら当事業を実施する場合も考えられますので、密接に連携し、支援対象者を整理することが必要になると考えられます。

(事業者等へ委託等を行う場合)

- 個別の事業者や関係団体などへ、当事業の実施に係る業務を委託することが考えられます。(例えば、妊産婦への直接的な支援など)
- 事業を委託する場合は、事業の全てではなく、訪問や電話相談など、 一部を委託することとし、都道府県で、支援の状況や事業全体の進捗 をしっかり把握することが必要です。
- また、委託する場合には、個人情報の取扱いについて、十分に注意 するようにしましょう。
- ※ 市区町村·事業者等へ委託等の方法により、寄り添い支援を実施した場合においても、事業全体を管理していただきますようお願いします。

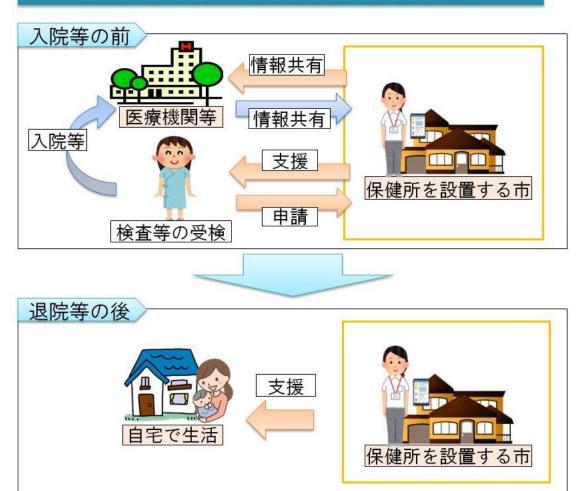
※都道府県が管内の支援を全て実施する場合

都道府県管内に、政令市、中核市、特別区、保健所設置市といった当事業の実施主体となり得る自治体があるものの、都道府県が感染症に対して広域的に対応するという観点や、医療提供体制の整備・確保という観点から、管内における単独の実施主体として対応することも考えられます。

その場合、市区町村においては、都道府県の事業の実施に協力し、妊産婦への支援を確実に実施できるように体制の構築をお願いいたします。

- ② 保健所を設置する市で実施する場合
 - ア 保健所を設置する市が直接支援を実施

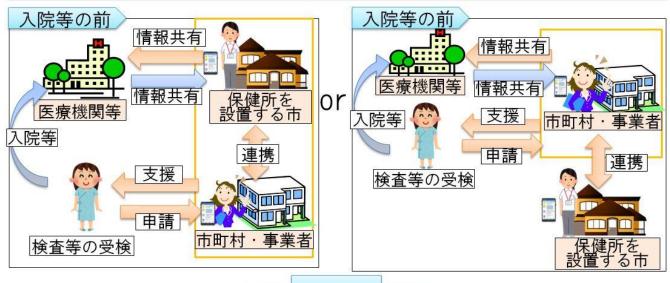
保健所を設置する市が直接支援を実施



- 保健所を設置する市の保健所や母子保健担当部署等において、直接 妊産婦への支援を実施する場合は、同自治体に勤務する保健師・助産 師等による訪問や電話などにより支援が行われると考えられます。
- 別途、都道府県が寄り添い支援を実施していることや、他市でも実施している場合があるため、必要に応じて、支援対象者の整理等の調整を行うようにしましょう。
- とりわけ、都道府県が寄り添い支援等の実施に際して、自治体間での打ち合わせを開催するなどの調整がなされる場合には、積極的に協力し、連携を深めましょう。

イ 保健所を設置する市が事業者への委託等により実施

保健所を設置する市が事業者への委託等により実施





- 個別の事業者や関係団体などへ、当事業の実施に係る業務を委託することが考えられます。
- 事業を委託する場合は、事業の全てではなく、訪問や電話相談など、 一部を委託することとし、都道府県で、支援の状況や事業自体の進捗 をしっかり把握することが必要です。
- また、委託する場合には、個人情報の取扱について、十分に注意するようにしましょう。

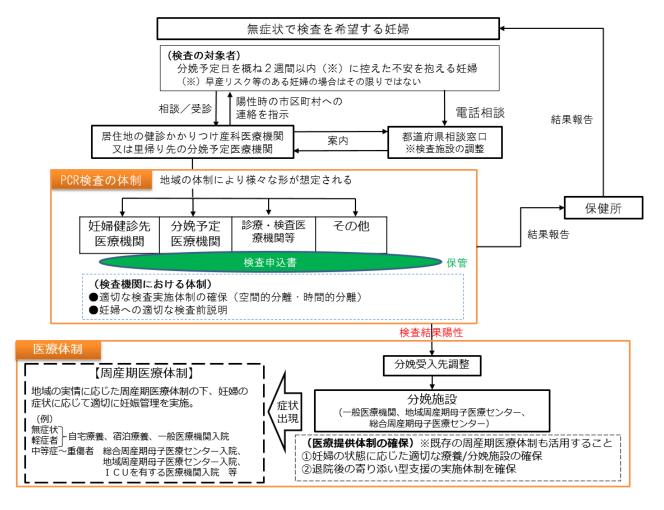
(4) 具体的な支援の方法について

- 寄り添い型支援を実施する際の支援方法や留意事項については、別添3 「新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援の手引き」を参考にしてください。
- ①イ、ウや、②イのように、事業者等へ委託する場合であっても、支援 の内容としては、手引きを基にして事業を実施するようにお願いします。

2. 不安を抱える妊婦等への分娩前のウイルス検査の実施

分娩前に新型コロナウイルス感染症検査を実施する場合には、平成 17 年 8 月 23 日付け雇児発 0823001 号「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の別添 21-2 及び、令和 3 年 1 月 28 日付け子発 0128 第 2 号「母子保健医療対策総合支援事業(令和 2 年度第三次補整予算分)の実施について」の別添 1-2 に定める要件を満たしていただく必要があります。

【検査体制・医療体制の流れ】



(1)検査の実施体制について

○ 「不安を抱える妊婦等への分娩前のウイルス検査」を実施するに当たっては、以下の①及び②の要件を満たした検査機関等で実施してください。

なお、検査を実施する機関としては、保健所で直接検査を実施する場合や、以下の①に挙げられるような医療機関等と委託契約を結ぶ場合が想定されます。

① 検査実施機関

- 検査実施機関は、以下のア〜エとなります。ウ〜エについては、 自治体ごとに名称が異なる場合がありますので、ご注意ください。
- 当事業における検査実施場所とする際には、ウ~エに産婦人科医師(産婦人科専門医)が在籍していることが望ましいです。
- また、帰国者・接触者外来については、保健所からの案内により、受 検することとなりますので、当事業の実施に際しては、保健所等と調整 の上、周知等を行うことが必要です。
 - ア 妊婦健診先医療機関
 - イ 分娩予定の医療機関
 - ウ 診療・検査医療機関等
 - エ 上記以外で、下記②に記載する要件を満たす機関

② 検査機関における体制の整備等について

- 下記ア及びイの内容を全て満たす必要があります。
- イの内容については、別添4の様式を活用いただき、妊婦への説明と 合わせて、検査の申し込みを行って下さい。その際、本人の保管用とし て、申込書の写しをお渡しします。

ア 適切な検査体制の整備

検査対象者が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有さない妊婦であることを鑑み、当該妊婦に不安を与えないことに配慮しつつ、感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する者とは空間的分離、もしくは時間的分離を行うことにより、検査体制を整備していること。

a 空間的分離

感染が疑われる他の受診患者等との接触を避けるため、妊婦専用 ブースを設置することや、妊婦専用の帰国者・接触者外来を設置す ること。また、検査エリアへの動線にも配慮すること。

b 時間的分離

他の受診患者との接触を避けるため、妊婦専用の時間帯を設けること。

イ 妊婦への適切な検査前説明

検査の実施に当たり、検査を希望する妊婦本人に対し、事前に以 下の点について丁寧な説明を行うこと。

a 本検査は、発熱等の感染を疑う症状がなく、分娩予定日が概ね 2週間以内の妊婦の方を対象としており、ご本人が希望する場合 に任意で行われるものであること

- b 検査の性質上、偽陽性、偽陰性が一定の確率で起こりうること
- c 結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、感染症法に基づき都道府県知事等が入院勧告を行うため、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があること。また、入院先の医師の判断により、分娩方法等が変更される(帝王切開や計画分娩等)可能性があること
- d 結果が陽性となった場合、症状の有無にかかわらず、医師の判断により、感染拡大防止の観点から入院中の面会および分娩時の立ち会いが制限される場合があり、また、分娩後の一定期間、母子分離となる可能性があること
- e 陽性となった場合、希望により、退院後において自治体が提供 する、助産師・保健師等による継続的な健康支援や、育児支援な どのケアを受けることができること

③ 検査実施機関等における検査申込書の保管について

- 検査実施機関において、上記②で妊婦に記載いただいた検査申込書 (別添4)を各自治体の文書管理規定に則り、保管するようお願いしま す。
- 本事業における PCR 検査等を実施し、新型コロナウイルス感染症と 診断した場合においても、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づき、確定患者としての発生届 (※)を行うこととなります。そのため、感染症対策の担当において、 患者の健康状態等のフォローアップ等が行われますので、母子保健と感 染症対策で担当が異なる場合には、感染症対策の担当と緊密に連携をと るようお願いします。
 - (※)発生届は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS:ハーシス)(以下、「HER-SYS」という。)により、 医療機関から保健所に提出することもできます。

④ 検査実施件数と陽性者数の報告について

- 本事業における検査実施件数について、今後、国への報告をお願いする場合があります。その際には、別途ご連絡しますので、お手数をおかけしますが、ご対応のほど、お願いいたします。
- 国における陽性者数の集計については、上記③の発生届の内容に基づいて行うこととします。したがって、発生届(新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)により行う場合を含む。)の自由記載欄など(※)において、「妊婦支援事業」である旨を記載するよう、当該事業の検査を実施する医療機関に対し周知いただくようお願いします。

(※)発生届の様式(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和3年2月10日付け健感発0210第4号)の別記様式6-1をいう。)中、「19その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」など「妊婦支援事業」と明記できる欄を活用することを想定しています。

(2) 医療体制の確保について

- 都道府県においては、周産期医療協議会等を開催し、新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療体制について協議を行うことにより、新型コロナウイルスに感染した妊産婦の受入医療機関の設定などの周産期医療体制の確保に努めて下さい。また、各都道府県は市区町村と新型コロナウイルスに感染した妊産婦の受け入れ医療機関等の情報共有を行うこととして下さい。
- 「1. 寄り添い型支援について」でお示ししたように、寄り添い型支援 の申請漏れの無いようにするため、医療機関と調整を行い、別添1を活用 するなどにより、妊産婦に対し、寄り添い型支援の希望の有無を確認し、 情報共有しましょう。



新型コロナウイルス に感染したけど、

無事に出産や育児が

できるかな・・・ 助産師に相談したい

なあ。



新型コロナウイルスに感染した妊産婦の方へ

専門職によるケアや 相談支援を行っています

妊産婦の方は、出産や育児を控え、新型コロナウイルス感染症の流行に不安を感じていると思います。 感染が確認された場合でも、皆さまの不安を少しでも軽減できるよう、助産師などが支援を行います。

助産師などにより、訪問による専門的なケアや電話による相談支援を行います。

対象となる方は… (以下の全てに当てはまる方)

- ・新型コロナウイルスの感染が確認された妊産婦の方
- ・健康面や出産後の育児などに不安を感じ支援を希望する方

支援する内容は…

・助産師や保健師などの専門職が支援を行います。

- ・訪問や電話などで、妊産婦の方のさまざまな不安や悩みをうかがい、専門的なケアや育児に関する助言や支援を寄り添いながら行います。
- 費用は無料です。

お申し込み先は…

- ・かかりつけ産科医療機関または分娩予定施設の医師にご相談、または、
- ・下記の自治体までご連絡ください。



心配なことがあれば 気軽にご相談ください! 新型コロナウイルスに感染し、帝王切開で出産。 母子分離となった期間があり授乳の仕方が不安…

新型コロナウイルスに感染し、母親教室や 育児教室に参加できず、育児について不安…

新型コロナウイルスに感染し、里帰りができず、 身近に相談する人がいなくて不安…



※新型コロナウイルス感染の不安から分娩前に新型コロナウイルス感染症検査を希望される妊婦の方は、裏面をご覧下さい。

自治体名、連絡先など





新型コロナウイルス感染症に 不安をかかえる妊婦等の方へ

検査を希望する妊婦の方に、新型コロナウイルスの検査を行います。

対 象 (以下にあてはまる方)	相談先
・分娩予定日が概ね2週間以内の方	妊婦健診を受けている
・発熱などの感染を疑う症状がない方	かかりつけ産科医療機関

- ※本ウイルス検査は、令和2年度第二次補正予算及び第三次補正予算による母子保健医療対策総合支援事業において実施 するものです。
- ※発熱などの症状のある方や無症状でも医師より検査が必要と判断された方は、本検査の対象ではなく、帰国者・接触者 に相談のうえ、感染症法に基づく検査(行政検査)を受けていただくこととなります。 『のプローチャート



新型コロナウイルスに感染していたらどうしよう… 症状はないけど、 PCR検査を受けてみたいなあ。

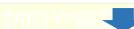


相談先:かかりつけ産科医療機関



検査場所:指定された医療機関やPCRセンターなど

検査方法:鼻から綿棒を入れて、鼻の奥の粘液を採取する等







症状の有無にかかわらず、入院や宿泊療養、自宅療養となる可能性が あります。また、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場 合があります。詳細は、かかりつけ産科医療機関にご相談ください。



検査結果が陽性となった方は、希望に応じて、助産師などによる専門 的なケアや電話での相談支援を受けることができます。

(希望される方は裏面の案内をご覧下さい)



ウイルス検査の実施にあたっては、下記内容をご覧になり、かかりつけ産科医療機関にご相談ください。

<検査結果が陽性となった場合>

- ・症状の有無にかかわらず、入院や宿泊療養、自宅療養となる可能性があります。
- ・症状の有無にかかわらず、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります。また、分娩方法等が変更され る(帝王切開や計画分娩等)可能性があります。
- ・症状の有無にかかわらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会および分娩時の立ち会いが制限される場合があります。 また、分娩後の一定期間、母子分離(お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することが できない)となる可能性があります。
- ・本検査結果等につきましては、住民票のある自治体に提供させていただく場合があります。



新型コロナウイルスへの感染が確認された妊産婦の方へ

新型コロナウイルスに感染し、ご自身やお子さんの健康面のことなどで強い ご不安を感じていていることと思います。

このため、<u>お住まいの自治体等において、皆様方に対し、助産師や保健師等による訪問や電話での健康相談、保健指導、育児支援等が行われます</u>。(支援の具体的な内容は、自治体によって、また、妊産婦さんの状態等によって異なります。)

この自治体による支援は、妊産婦さんご本人が希望する場合に提供されます。 そのため、希望される場合には、妊産婦さんご本人の療養の状況等について、本 医療機関から自治体の母子保健担当課(健康相談等の支援を希望される住所地 の担当課)に情報提供いたします。

つきましては、自治体によるサポートの希望がある場合は、以下の意向確認書 にご回答をお願いします。

意向確認書

医療機関主治医あて

私は、主治医から、自治体における、新型コロナウイルスに感染された妊産婦 向けの健康相談等の支援が希望者に提供されることについて、説明を受けまし た。

私は、自治体による支援を希望します。

令和	年	月	日
			ご住所 ※健康相談等のサポートを支援される住所をご記載下さい。
			お名前
			電話番号

新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援の手引き

1. 事業目的

新型コロナウイルスに感染し、退院等した妊産婦は、自身の健康管理や胎児への影響など妊産婦特有の不安を抱いて地域へ戻ることから、助産師や保健師等による定期的な訪問、電話及びビデオ通話等のオンラインの相談といった方法で、様々な不安や悩みを傾聴し、健康管理や育児に関する助言等を行うなど、当該妊産婦へ寄り添うことで地域において健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

2. 支援対象者

本事業の対象者は、新型コロナウイルスの感染が認められた妊産婦で、妊産婦自身だけでなく、胎児又は新生児の健康や出産後の育児等について不安を感じ、 当事業における相談支援を希望する者とする。具体的には、以下の者が考えられる。

- (1)新型コロナウイルスの感染により、帝王切開で出産し、母子分離等となったため、育児に対して強い不安や孤立感、自信の喪失等を抱えている産婦
- (2)新型コロナウイルスの感染により、分娩や育児等についての知識を得る機会である両親学級や育児教室等に参加できず、育児技術の指導や助言が必要な妊産婦
- (3) 新型コロナウイルスの感染により、里帰り出産が困難となり、家族等の支援を得られないまま産褥期を過ごすことで、生活・育児環境が整わない妊産婦

3. 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所設置市であるが、 都道府県であれば、市町村や都道府県助産師会等の関係団体、市区町村であれば、 都道府県もしくは市区町村の助産師会等の関係団体等へ、事業の一部を委託し、 実施すること等が考えられる。

そのため、実施主体となる自治体においては、関連する部局や関係団体等と適宜連携・調整をお願いしたい。

4. 支援実施者

(1)本事業の実施に際しては、新型コロナウイルス感染による健康不安や育児 不安など妊産婦の様々な悩みを傾聴し、健康管理や育児に関する専門的な 指導やケアが求められることから、妊産婦へ直接支援を行う者(以下「支援 実施者」とする。)は、助産師や保健師等とする。

保健指導の実施にあたっては、平成8年11月20日付け児発第934号「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施」に準じて行うことが考えられる。

(2)支援実施者は、新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見を得るなど、 自ら進んで能力の開発及び向上を図ることが求められる。

5. 実施主体の役割

(1) 事業の周知

実施主体は、本事業の対象となる妊産婦に対し、妊婦健康診査を実施しているかかりつけ産科医療機関や分娩機関等(以下「分娩機関等」とする。)が、本事業の趣旨を踏まえて、十分な周知や説明が行えるよう体制を整える。例えば、自治体のホームページに本事業に関する情報の掲載や、分かりやすいリーフレットを作成し配布するなど、新型コロナウイルスに感染した妊産婦が、当事業の実施を知らず、不安を抱えたままにならないよう、幅広に周知を行うことが必要である。

(2) 支援対象者の把握

実施主体は、妊産婦からの直接の連絡・申請又は妊産婦本人による支援の希望に基づき、分娩機関等から提供された情報提供書(様式例1)をもとに、 支援対象者の状況を把握することが考えられる。

情報提供書の取り扱いについては、個人情報の保護に留意し、分娩機関等と十分な連絡調整に努めることが必要である。

① 実施主体が都道府県の場合

分娩機関等から提供された情報提供書及び支援対象者の住民票のある 市町村から情報収集した内容を踏まえ、支援内容等を検討し記録(様式例 2)する。なお、必要に応じて、関係団体等と支援に関する検討会議を開催するなど、十分に連携を行う。

② 実施主体が政令指定都市、中核市、特別区、保健所設置市の場合

分娩機関等から提供された情報提供書の内容を踏まえ、本事業により 実施する支援内容等を検討し記録(様式例2)する。なお、必要に応じて、 関係団体等と支援に関する検討会議を開催するなど、十分に連携を行う。

※ 本事業の対象者である妊婦が里帰り出産を希望する場合、住民票を有する市区町村ではなく里帰り先等での支援を希望することも予測される。その際には、支援対象者の希望に添う形で本事業が行われるよう、実施主体は、支援対象者が支援を希望する市区町村と連携のうえ実施することが必要である。

(3) 具体的な支援方法

基本的には、訪問による専門的な相談・支援が考えられるが、状況に応じて、電話及びビデオ通話等のオンラインの相談等、適切な方法を選択することは差し支えないと考える。ただし、電話等による遠隔での支援に際しても、妊産婦が抱く不安の解消等のために、十分な時間をかけて、寄り添った支援を行うことが必要である。

(4) 支援の開始及び終結決定の判断

① 支援の開始

実施主体は、支援対象者を把握した際には、把握した情報をもとに支援 内容を検討し、支援を開始する。支援の開始は、新型コロナウイルス感染 後、陰性化した時期を想定しているが、状況に応じて、入院中より支援対 象者と連絡調整を行うなど、支援が適切に行われるよう環境を整えること は必要と考える。

② 支援の終結

実施主体は、支援対象者に適切な支援が提供され、健康管理や育児に関する不安が解消されたか、養育環境が整ったかなど、支援実施者によって 作成された支援報告票(様式例3)をもとに判断し、決定する。

支援を終結する場合においても、支援実施者等と検討の上、必要に応じて、住民票のある市区町村の母子保健担当部局への情報提供を、本人の同意を得て行い、母子保健事業や子育て世代包括支援センター事業等における継続的な支援体制を確保する。

(5) 支援内容の検討

① 実施主体は、本事業の実施に係る支援状況の進行管理を行う。具体的に

は、支援の経過について、支援実施者からの報告を受け、妊産婦や家庭の 状況、支援内容を把握する。

また、支援の経過の中で、適時、支援実施者の役割分担や支援上の課題と対応について確認するなど、支援実施者へのフォロー体制を確保する。

- ② 本事業における支援内容は、新型コロナウイルスへの感染により、支援対象者と考えられる妊産婦に対する専門的な相談・支援であり、以下の内容を基本とする。
 - ア 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や相談・支援
 - イ 新型コロナウイルスへの感染に伴う育児不安の解消や、育児技術の 提供等のための相談・支援
 - ウ 不適切な養育状態にある場合は、養育環境の維持・改善や、育児の知 識や技術の習得に関する支援

6. 支援実施者の役割

- (1)支援実施者は、実施主体において検討された支援内容、方法、スケジュール等に基づき、支援を実施する。
- (2)支援実施者は、新型コロナウイルス感染症の症状や感染拡大の可能性に鑑み、訪問にあたっては下記の点に留意する。
 - ① 手洗い、うがいや手指消毒の励行等の感染予防に努める。
 - ② 毎日の体温測定など自らの体調管理に努める。
 - ③ 倦怠感や発熱等の風邪症状が見られた際は訪問を行わない。
 - ④ 訪問を行う際は、原則として、手袋、マスクを着用し、必要に応じて感染予防策をとる。
 - ⑤ 支援対象者及びその家族に対して、毎日の体温測定を依頼するとともに、 発熱等の風邪症状があった場合は、速やかに情報提供してもらう。
 - ⑥ 支援対象者の体調不良を察知した際は、必要に応じて、帰国者·接触者センターや主治医等への電話相談を勧めるなどの情報提供や助言を行う。

(3)支援の終結にあたっては、支援対象者に適切な支援が提供され、妊産婦の 健康管理や育児に関する不安が解消されたか、養育環境が整ったかなどを 自ら評価し作成した支援報告票をもとに、実施主体と検討する。

本事業による支援を終結する場合においても、必要に応じて、その後の継続的な支援体制を確保できるよう実施主体等と調整する。

7. 個人情報の保護及び守秘義務

本事業を通じて知り得た個人情報について、適切に管理し秘密を保持するため、個人情報の管理や守秘義務についての規定を定め、事業の従事者への周知を徹底する。

本事業に関しては、新型コロナウイルス感染にともなう配慮も必要となることから、支援実施者は、個人情報の管理や守秘義務についての研修を受講した者が望ましい。

8. 委託先等について

- (1)事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、以下の要件を満たすことが必要である。
 - ① 本事業を適正かつ円滑に実施しうる人員を有していること。
 - ② 委託に係る事務等を通じて知り得た個人情報について、適切に管理し秘密を保持するため、個人情報の具体的な管理方法等に関して一定の規程を設けるなど必要な措置を講じること。
 - ③ 本事業の一部を委託する場合には、本事業の支援対象者の状況に応じて 具体的な支援の目標及び援助内容を決定できるなど、本事業のマネジメ ントのための体制が確保されていること。
- (2)委託先が本事業を実施するにあたっての責任を果たす観点から、実施主体は、委託先に対して本事業を適切に実施するために必要となる情報を提供するとともに、事業の実施状況の把握や指導等により、適正な事業運営を確保することとする。また、委託契約書において責任関係を明示すること。
- (3)間接補助事業として実施する場合においても、補助の実施主体及び間接補助事業者は、手引きに準じた内容で実施すること。

(様式例 1) 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援事業療養状況等情報提供書(医療機関記入)

令和 年 月 日

(情報提供先)

(医療機関の所在地及び名称)

都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市長 殿

電話番号

<u>施設長名</u>

以下の妊産婦より、新型コロナウイルス感染による寄り添い型支援の希望がありましたので情報提供致します。

妊産婦 氏名	フリガナ	昭和・平	" 成 年	月	日生	生()歳
住民票のある住所		電話番号					
支援希望 する住所	(自宅・実家・その他 様方)	支援希望 する 電話番号					
入退院日	入院日:令和 年 月 日	退院(予定)日:令和	年	月	日	
病状 既往歴 治療状況 等							
※産婦につ	いては、以下の項目も記入してください						
乳児氏名	フリガナ	男・女	令和	年	月	日生	
出産の 状況	出産場所:当院・他院(在胎:()週 ()子中()子 身長:(cm) 体重:(g) 出産時の特記事項 妊娠中の異常:無 ・ 有(単胎・	多胎)		
その他の 情報							

(様式例2) 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援事業 支援内容等検討記録(実施主体記入)

1. 対象者の情報

特記事項

妊産婦氏名 (フリガナ) 昭和 ・ 平成 年 月 日生 (()歳
※産婦につ	※産婦については、以下の項目も記入してください								
乳児氏名(フリガナ) 男・女 令和 年								()か月
2.対象者のニーズを把握するために参考となる状況等									
	☑欄	様子や状況例						備和	考
		高齢や若年							
		家族構成・生育歴・親族との関係性							
		新型コロナウイルス感染における療養の経過・	妊娠経過・	分娩状況	・心身(の不調			
妊産婦		うつ的傾向や性格的傾向							
の状況		子どもへの思いや態度・養育能力や問題対処能	カ						
		相談できる人がいない							
		出生状況(未熟児または低出生体重児など)							
		健康状態(発育・発達状態の遅れなど)							
乳児の		養育者との関係性(分離歴・接触度など)							
状況									
		夫婦関係					4		
		経済状況・経済基盤・労働状況	4						
生活環境		居住環境							
		地域社会との関係性							
							1		
3. 対象者	の支援	という とうしょ とうしょ とうしょ とり							
	☑欄	様子や状況例						備る	考
		健康不安について							
		愛着やボンディングについて							
+15 + +		母乳不足や事情により母乳を与えられないこと	について						
支援内容 の検討		出産や育児の知識不足や手技の不慣れについて							
071211		不適切な養育状態について							
			所設置市)	の職員が	支援を	行う			
		実施主体が都道府県の場合、委託した市町村が	支援を行う)					
支援実施		実施主体が委託した都道府県助産師会等が支援	を行う						
者の検討		個別ケース検討会議を開催し、支援実施者を検	討する						
							-		
							1		

作 成 日:令和 年 月 実施主体名:

作成者氏名:

日

(様式例3) 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援事業療養状況等情報提供書(支援実施者記入)

令和 年 月 日

(情報提供先)

(市町村・関係団体の所在地及び名称)

都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市長 殿

電話番号

所属長<u>名</u>

	以下の妊産	婦につ	Oいて、新型コロナウイルス感染による?	寄り添い型支持	爰を実施し	ました	_ので報	告いた	します。	
	妊産婦 氏名	フリカ	<u>י</u>	昭和・平成	年	月	日生	()歳	
4.1	住民票のある住所			電話番号						
対象者	支援実施 した住所		(自宅・実家・その他 様方)	支援実施 した 電話番号						
	※産婦につ	いてに	は、以下の項目も記入してください							
	乳児氏名	フリァ	<u>י</u> לד	男・女	令和	年	月	日生		
3	支援内容									
		☑欄								
			訪問	□						
3	支援結果		電話	回						
			ビデオ通話によるオンライン等	<u> </u>						
			その他 継続支援は終了	□						
	今後の		極続又振は終り 既存の母子保健事業で引き続き支援を行							
支援体制			その他(. ,)		
		<u> </u>								
	備考									

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症のウイルス検査を希望される妊婦の方へ 【検査説明書】

検査について

- ▶ 本検査は、発熱等の感染を疑う症状がなく、分娩予定日が概ね2週間 以内の妊婦の方を対象としており、ご本人が希望する場合に任意で行 われるものです。
- ▶ 本事業の対象回数は1回のみです。
- ▶ 検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること(偽 陰性)や、感染していないのに結果が陽性になること(偽陽性)があります。

検査の結果が陽性となった場合について

- ▶ 症状の有無にかかわらず、入院や宿泊療養、自宅療養となる可能性があります。
- ▶ 症状の有無にかかわらず、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります。また、分娩方法等が変更される(帝王切開や計画分娩等)可能性があります。
- ▶ 症状の有無にかかわらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会および分娩時の立ち会いが制限される場合があります。また、分娩後の一定期間、母子分離(お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することができない)となる可能性があります。
- ▶ 希望により、退院後において自治体が提供する、助産師・保健師等による継続的な健康支援や、育児支援などのケアを受けることができます。そのため、本検査結果等につきましては、住民票のある自治体に提供させていただく場合があります。

新型コロナウイルス感染症のウイルス検査を希望される妊婦の方へ 【検査申込書】

私は、下記内容について説明を受け、	, 了承(☑をお願いします)の上、検査を申し込みます。
^(フリガナ) 氏 名	
(郵便番号)	
<u>住 所</u>	
検査について	
□ 本検査は、発熱等の感染を疑う症状を	がなく、分娩予定日が概ね2週間以内の妊婦の方を対象
としており、ご本人が希望する場合に	任意で行われるものです。
□ 本事業の対象回数は1回のみです。	
□ 検査の性質上、実際には感染している	るのに結果が陰性になること(偽陰性)や、感染していな
いのに結果が陽性になること(偽陽性)があります。
検査の結果が陽性となった場合にで	ついて
□ 症状の有無にかかわらず、入院や宿	泊療養、自宅療養となる可能性があります。
□ 症状の有無にかかわらず、入院先が	必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります。
また、分娩方法等が変更される(帝王	切開や計画分娩等)可能性があります。
□ 症状の有無にかかわらず、感染拡大	防止の観点から入院中の面会および分娩時の立ち会い
が制限される場合があります。また、分	分娩後の一定期間、母子分離(お母さんと赤ちゃんが別
室での管理となり、赤ちゃんに触れた	り、授乳することができない)となる可能性があります。
□ 希望により、退院後において自治体が	『提供する、助産師・保健師等による継続的な健康支援
や、育児支援などのケアを受けること	ができます。そのため、本検査結果等につきましては、住
民票のある自治体に提供させていた。	どく場合があります。
	説明者(医師)氏名:
	所属機関: